

# 西宮市総合計画審議会

## 第4部会（第7回）

日時：平成20年10月30日（木）

場所：西宮市役所813会議室

時間：10：00～12：00

田窪部会長        皆さん、おはようございます。予定の10時がまいりましたので、第4部会の審議会を開催させていただきます。

早朝から皆さん足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。

審議に先立ちまして、本日の出席状況の方を事務局の方から報告してください。

事務局        まず浅野委員がご欠席ということでお聞きしております。東委員は少し遅れているようですけれども、現時点で8名の方のご出席をいただいております。10名中8名の方のご出席でございます。

田窪部会長        ありがとうございます。今、事務局から報告ありましたように、過半数に達しておりますので、本日の審議は成立いたします。

ご報告申し上げます。

それでは審議に入らせていただきます。

本日の審議項目ですけれども、前回審議した修正案について、他の部会からも出ている意見も踏まえて、市の方から再修正案が提出されております。それについて事務局の方からの報告、よろしくをお願いします。

事務局        では、お手元に資料を何点か置かせていただいております。まず各論の修正に関します内容がA4一枚ものを横で見させていただきます各論修正案に対する意見と市の考え方、そして一枚だけになりますが、40、産業の振興のところの再修正案を付けさせていただきます。

まず、こちらの方から説明をさせていただきます。

前回、各論でいただきましたご意見と市の修正案を説明させていただいた中で、改めて意見をいただきましたご意見のみをまとめさせていただいたのが、このA4の横長で見ていただく意見と市の考え方になります。こちらの方でいきますと、まず40、産業の振興のところでご意見をいただいております。現状と課題のところ、の3番目になりますが、市民の消費指向は大型小売店へと移りと記述しているが、本当にそういうことが言えるのか。その部分に関しまして、修正した結果として、行政、市民のどちらの視点で立つのかが不明確になって、結論もよくわからなくなったのではないかとご意見をいただいております。そのご意見を踏まえまして、再度の修正案ということで、この40、産業の振興のところの再修正案をつけております。

現状と課題、の3番目になります。記述を改めまして、歩いていくことができる商店街等は高齢化が進む地域社会にとって重要な存在ですが、大型小売店の進出や商店主の高齢化、空き店舗の増加などにより、厳しい状況にあります、という記述に修正しております。

そして、こちら40にいただきましたご意見で、主要な施策展開のところ、(2)サービス業の振興になりますが、サービス業の振興としていますが、サービス業につきましても、人々の主観的欲望に従って広がるもので、振興するという対象ではない、というご意見をいただいております。それを踏まえまして、主要な施策展開の(2)をサービス業の高付加価値化と改めまして、記述内容につきましても市民生活を支える健康・福祉・教育・文化・レクリエーションなど、文教住宅都市にふさわしい生活関連サービス業の高付加価値化を図ります、という形に修正させていただいております。

後いただきましたご意見で、市民一人ひとりの活動のところ、市内産業への理解を深めると記述があるけれども、具体的に市民としては、どうしていいのかわからない、というご意見をいただいておりますが、こちらにつきましても主要な施策展開

(4)におきまして、PR、そういったことを記述していますので、そちらの方で取り組んでいくということでございます。

40、産業の振興につきまして、いただきました意見は以上でございます、続きまして 42、都市農業の展開のところ、主要な施策展開に、農地の保全に関する記述がないのではないかというご意見をいただいております。これにつきましては、37、良好な市街地の整備のところ、市の施策展開の中で、ここにありますように、「生産緑地地区に指定されている農地については、都市の貴重な緑地空間として保全に努めます。また、生産緑地地区以外の農地については、計画的な宅地化への誘導や緑地空間・防災空間として、その保全・活用を図るなど、秩序ある土地利用に努めます。」という形で記述しておりますので、こちらの方で取り組んでいくというふうに考えております。

後、その下にある計画推進編 9につきまして、前回修正案をお示しすることができませんで、検討中としておりましたけれども、こちらにつきましてはいただきましたご意見を踏まえまして、この施策につきましては削除させていただくというふうに考えております。実際の取り組みにつきましては、この計画推進編の 2、組織の活性化と職員の育成、そういった中で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それでは、各論の修正案にいただきましたご意見に対する市の考え方は以上でございます、引き続きまして、共通項目につきまして修正案にいただきましたご意見、そしてそれを受けました市の再修正案のご説明をさせていただきます。

資料といたしましては、同じようにいただきました意見とその市の考え方をまとめさせていただいた資料、A3で折り込んだ資料になります。それと基本構想と基本計画総論につきまして、それぞれ再修正案をご用意させていただいております。まず、この再修正案の基本構想をお願いできますでしょうか。

この基本構想の再修正案とこの市の考え方、あちらこちらになって申し訳ないです

けれども、この2つを見ていただきながら説明させていただきます。

それでは、意見と市の考え方のところ、順番にいきますと、まず基本構想の構成につきまして、基本構想の構成は人が読み進めて理解していく順番に則していないと思われる。計画の構成を前文、計画とは何か。どう活用されるか。どのような背景もとにつくられたか。それに改めるべきではないか、というご意見をいただいております。こちらにつきましては、市の考え方に示させていただいておりますように、お示しました修正案につきましては、見出しは異なりますけれども、その内容につきましてはいただいているご意見の構成の並びで記述しているというふうに考えておりまして、見出しを変える必要はないと考えております。

そして次のご意見になります。市民にわかりやすい計画とするため、地方自治法の規定による計画であることを記述する、というご意見でございます。こちらにつきましては、総合計画は地方自治法の規定に基づく計画であるといった内容につきましては、例えば資料編でありますとか、概要版等の中で説明として入れていく。そういった形の方が適切であると考えておりまして、基本構想の中では記述しないというふうに考えております。

そして、この基本構想の再修正案になります。2ページをお願いいたします。ご意見といたしましては、こちらにつけています総合計画の期間の表の中に市民にわかりやすい計画とするため、マニフェストの期間を入れるというご意見をいただいております。これにつきましては、考え方にも書かせていただいておりますように、総合計画の期間とマニフェストの期間の整合性を図ることは考えておりませんので、表の中にマニフェストの期間を入れる必要はないと考えております。マニフェストにつきましては前回の修正案でお示しましたように、実施計画のところマニフェストを踏まえといった形での記述をさせていただきたいと考えております。

それでは続きまして再修正案でいきますと、3ページの前総合計画によるまちづくりのところになります。こちらの方に4点ご意見をいただいております。

まず、前総合計画によるまちづくりで、人口と財政の見込みが想定を上回ったことについて、その結果も含め、もっと丁寧に記述をする。また「想定した見込みを上回る」ではなく、もともと過大に見込みを見込んだということではないのか。平成10年の予算が既に大幅に見込み違いになっていたにもかかわらず、当初の計量経済学的手法に固執したことが原因なのではないのか。そして、この中身は修正案としてお示しをさせていただいた「コミュニティ意識の醸成」は、そういう言葉が唐突に出てくるが、総括に「コミュニティ意識」の問題が出てこない。「前総合計画」で、コミュニティ意識の希薄化が進んだ、という総括がなされなければこれは出てこないのではないかとこのご意見をいただいております。

また、修正案として入れました、震災の教訓につきまして、第3次総合計画において記述している教訓、減災でありますとか支え合いと一致していないのではないかとこのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、この考え方に示させていただいておりますように、まず人口・財政の見込みにつきましては、もっと丁寧に強くという話につきましては、3次にわたる行財政改善でありますとか、住宅開発の抑制指導等を記述しており、現在の記述が適切であるというふうに考えております。

そして次のご意見につきまして、計量経済学的手法は長期的予測に適した手法であると考えておりました、特に過大に見込んだというふうには考えておりません。

そして3つ目になります。「コミュニティ意識の醸成」につきましては、これまでも3次総合計画に基づき取り組んでまいりましたけれども、まだなお不十分であるということで、ここに記述をさせていただいているということでございます。

そして震災の教訓につきましては3次における教訓を踏まえて記述しているというふうに考えております。

ただこちらにつきましては、表現等を精査いたしまして、3ページ、下線部を引いている部分になりますが、平成7年の阪神淡路大震災の貴重な教訓である災害に強い

まちづくりや福祉・防犯など、市民生活における安全・安心の確保という形に記述を修正させていただきます。

それでは、続きまして再修正案でいきますと、4ページから6ページにかけての時代の潮流のところになります。こちらにも4点ご意見をいただいております。

まず1点目がICT、グローバル化から市としてどんな課題が出てくるのかよくわからない。時代の潮流に上げるのは問題がある。また、生活圏の広域化はどう考えるのか。グローバル化も何もよいことばかりではない、というご意見があります。これにつきましては、市の考え方を示させていただいていますように、ICTにつきましても、情報セキュリティの強化といった課題があるというふうに考えております。

また、グローバル化につきましても、人、物、金、情報が、国境を越えて行き交い、交流が進むという点で、本市にとっても、市民の交流活動など、課題があるというふうに考えております。

生活圏の広域化につきましては、それをどう考えるかではなく、その潮流が本市のまちづくりにもたらす課題について記述しているというものでございます。

そして、この時代の潮流のところに、安心・安全に対する意識の高まり、こういった項目を入れるべきであるというご意見、そして合わせましてグローバル化と姉妹友好都市、外国人住民への配慮は一貫性がないため削除すべきであるというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、横に書いていますように、ここに書いております時代の潮流につきましては、主として社会の構造的な面における大きな変化を記述しております。安心・安全につきましては、普遍的な市民の意識であり、その意識が高まっていることは、まちづくりの大きな課題ではありますが、ここでいう時代の潮流には当たらないというふうに考えております。

そして、グローバル化につきましては、先ほどのご意見と同じ考え方でございます。ご意見としまして、3つ目、生活圏の広域化は、従来から十分進んでいると思うが、

今回わざわざ取り上げたのは、特にどのような現象を10年前と比べて「潮流化」しているというふうに考えているのか、というご意見でございます。これにつきまして、生活圏の広域化につきましては、これまでも進んできたというふうには考えておりますが、今後につきましても、阪神なんば線の開通など、この流れが続いていくと考えておりました、ここに記述しているというものです。

そして、ご意見としては4つ目、5ページの(5)になりますが、グローバル化のところで、人、物、資本、情報と記述しておりましたけれども、それは「人、物、金」というふうにすべきではないかというご意見をいただいております、ご意見のとおり修正させていただいております。

それでは、続きまして、7ページと8ページにあります、まちづくりの主な課題で、こちらにつきましても4点、ご意見をいただいております。

まず、1点目が、まちづくりの課題では教育、福祉を柱立てすべきではないかというご意見でございます。

また、2点目におきましては、まちづくりの主な課題で、福祉施策が分散して書かれている。福祉を一つの柱にすべきである。また、まちの活性化は文全体が何を活性化と考え、何に取り組もうとしているのか、理解し難く、大幅修正か削除することを具申する、というご意見をいただいております。

まず福祉、教育につきまして、縦割の1つの柱にはいたしませんけれども、「次代を担う子どもの成長」「安心して暮らせる安心・安全のまちづくり」そういった中で、教育、福祉の充実、それにつきまして修正して明記をするという形としております。

また、2つ目も同じでございます、福祉、それを縦割の1つの柱ということにはいたしませんけれども、安心・安全のまちづくりの中で、福祉の充実を明記するという形で修正しております。

また、まちの活性化につきましては、ご意見の趣旨を踏まえて、修正いたします。

3つ目のご意見といたしましては、「時代の潮流」を踏まえ、というのに、地方分

権であるとか、ICT化、グローバル化、生活圏の広域化に対応した課題が抜けているのではないかというご意見でございますが、この第5の説明のところにも書かせていただいていますように、本市のまちづくりにおける主な課題を記述しているというものでございます。

また、4点目ではまちの活性化について「複合商業施設や大型家電店などに出店は市民に利便性をもたせ、まちににぎわいを生んでいます」と手放しで礼賛しているが、部会の議論を踏まえたものではないというご意見をいただいております、これもご意見を踏まえて修正させていただいております。

それでは再修正案の7ページをごらんいただけますでしょうか。こちらの方でご意見等を踏まえまして、表現も精査いたしまして、再度修正しております。

まず、(1)につきまして、地域コミュニティの活性化としておりましたけれども、コミュニティ意識の醸成というふうに改めまして、まず出だし、以上のところで、少子高齢化や核家族化の振興、市民意識の変化などにより、人々の地域社会への帰属意識や人と人とのつながりが希薄化しつつあります、という形での記述に改めております。また、今後、元気な高齢者が増加し、また定年退職を迎える人々が、順次地域社会に戻ることが予測され、一方で、地方分権の進展に伴い、市民が主役のまちづくりを可能にする状況が生まれつつある今日、市民の自主的な地域活動等の展開は大きな課題となっています、という内容に修正しております。

そして2番目の「次代を担う子どもの成長」につきましても、出だしのところで教育は子どもが学力だけでなく、他人や社会とのふれあいや交流を通して、人間性や社会性を習得し、たくましく生きる力を培う重要な取り組みです、という表現に修正しております。

また、行政をはじめ家庭や地域、学校、保育所、企業などが一体となって子育てに取り組んでいきます。

また、それ以後につきましても、若干表現等の修正をさせていただいているという



ものでございます。

そして3番目の安心・安全のまちづくりにつきましても、最初の3行のところになりますが、福祉の充実はすべての人の願いです。少子高齢化の進展など、社会経済状況が大きく変化する中で、年齢や障害のみにかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で互いに支えあい、将来にわたって安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることが求められています、という内容に修正させていただいております。

また、以下の文につきましても、表現等を精査いたしまして、修正しているというものでございます。

そして8ページになります。(5)は、もともとはまちの活性化という形で、記述させていただきました内容につきまして、ご意見等を踏まえまして、(5)産業のさらなる活性化に改めさせていただきまして、内容につきましても、まちづくりを進める上で、産業の活性化は重要な課題です。近年、本市は大阪、神戸のベッドタウンから市内に職場のある衣、食、住近接スタイルへの都市へと変化しつつあります。

また、高速道路網や公共交通の機関の整備などによって、多くの人々が本市を訪れる可能性が高まっています。こうした中であって、大型小売店と既存商業との共生や、経営革新への支援、生活関連サービスの創出などによる企業、雇用の促進、市民がまちの魅力を実感するとともに、人々が訪れ、楽しむ都市型観光の振興などの取り組みを進めていくことが求められています、という内容に修正させていただきます。

それでは続きまして、再修正案でいきますと、次の9ページ、まちづくりの基本目標になります。

こちら、修正案に対するご意見と市の考え方につきましては、2ページ目、2枚目になります。まず、この9ページ、基本目標のところにつきまして、9件のご意見をいただいております。

1つ目が来訪者とのふれあいがまちづくりの基本目標となるのか。基本目標は「持続可能な文教住宅都市西宮、豊かな社会の実現を目指して」にすべきである、という

ご意見でございます。これにつきましては、ふれあいは、人と人、人と自然、人と文化それぞれのふれあいを意味しております。

また、基本目標は、どのようなまちを実現するのか、その姿を凝縮された言葉で、端的に示すものと考えておりまして、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」は、本市が文教住宅都市との特性をさらに磨きをかけ、一層発展していく動的なまちの姿を示していると考えておりまして、この基本目標でいきたいと考えております。

そして2点目といたしまして、「ふれあい 感動」はキャッチフレーズとしてなら理解できるが、目標というには唐突感がぬぐえない。実務的な言葉で目標とするよう具申する。

その次のご意見で「ふれあい感動」の感動は、抽象的な尺度に基づくもので、理解しにくい。これが50万都市の目標になるのか。

そしてその次のご意見で、感動とはどういうまちづくりなのか。修正後の説明でもイメージがつかみづらい、というご意見をいただいております。

また、その次では同じところになりますが、感動はどうしていくか。実際には難しいけれども、市民の目を引きつけ、総合計画に興味を持ってもらえる言葉ではあるというご意見をいただいております。

「ふれあい 感動 文教住宅都市」につきましては、先ほど1件目のご意見で説明させていただきましたとおりでございます。

また、最後のご意見。市民の目を引きつけ、総合計画に興味を持ってもらえるといったところ、ご意見のとおりと考えておりまして、この「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」でいきたいと考えております。

それでは次のご意見になります。生活圏の広域化などによる、交流人口の増加などにより、とあるが、根拠は何か。従来と比べ、特に広域化としたというのは何を指すのか。そして、その次のご意見で、交流人口については具体的な予測があるのか。また、ふれあいとは交流する人とのふれあいなのか。考え方が違ってきたのではないか

というご意見をいただいておりますが、まず、交流人口の予測はしておりませんが、先ほど出ました阪神なんば線の開通など、交通網の整備によりまして、広域化はさらに進むというふうに考えております。

また、ふれあいにつきましては、人と人、人と自然、人と文化のふれあいを意味しております。特に修正案で変えたということではございません。

そして、次のご意見になります。修正することにより、中核市と阪神間の中核都市の使い分けが不明確になっている。原案の記述の方がよかったのではないかというご意見をいただいております。中核市と中核都市の使い分けにつきましては、原案、修正案ともに同じであると考えておりますが、中核都市、中核市という表現の混同を避けるために、中核都市の表現を修正しております。

また、次のご意見で、原案にもともとありました「物質的な豊かさよりも心の豊かさ。成長・拡大より、生活の質の向上」そういった表現をなぜ除いたのか。各論における議論においても箱ものよりソフトという流れであったので、残して置くべきではないか、というご意見をいただいております。こちらにつきましては、ご意見のとおり修正させていただきます。

それでは再修正案の9ページをご覧くださいませでしょうか。

こちら、基本目標の説明文につきまして、最後の修正を行っております。

先ほどのご意見を踏まえまして、下線を引いているところの1番目、その結果以下で阪神都市圏における住宅、文教、スポーツ・レクリエーションの広域的な役割を担いつつ、着実に発展を遂げてきました、という形で、中核都市という表現は除かせていただいております。

また、次の下線のところになります。さらに今人々は物質的な豊かさより、心の豊かさを、成長・拡大より生活の質の向上を求めています。

環境、景観、文化などが醸し出すまちの雰囲気、都市の品格といったもののまちづくりの重要な目標となっています、という原案の表現を戻させていただいている、と

いうものでございます。

次の最後の下線のところになりますが、そちらの方につきましては、まちづくりの主な課題との対応を考えまして、実質的な市民活動、子どもの健やかな成長、地域で支え合う福祉など、安心・安全の確保、そういった内容の記述を入れさせていただいているというものでございます。

それでは、次の10ページをお願いいたします。

将来のまちのイメージについて記述しておりますが、こちらにつきまして2点ご意見をいただいております。まちのイメージは「基本政策」とする方が理解しやすいのではないかというご意見でございます。

ただ、このまちのイメージにつきましては、従来もご説明させていただいておりますように、凝縮された言葉で、端的に示された基本目標、文教住宅都市・西宮をわかりやすく具体的に示すものとして設定しております。基本政策と言えるものではないと考えております。

したがって、基本政策とすると、基本目標との関係がわかりにくくなるかと考えております。

そして、2つ目のご意見で、将来のまちのイメージの「輝いて生きるまち」は輝くの表現が実存的ではない。「～に生きがいのあるまち」または「～に充実感あふれるまち」などの表現を検討すべきであるというご意見をいただいておりますけれども、このまちのイメージにつきましては、市民主体の策定委員会においての議論等を踏まえて設定しているというものでございます。

それでは続きまして、10ページのところの将来のまちのイメージになりますが、(3)のみんなが安心して暮らせる安全なまちにつきましては、表現内容等を精査いたしまして、修正させていただいております。

年齢や障害のみにかかわらず、だれもが利用しやすい快適な生活空間、ユニバーサルデザインが行き渡った地域社会の中で、すべての市民が支え合い助け合っていき、

人をつくらせるまちをつくります。いただきましたご意見等を踏まえまして、表現を精査し、修正しております。

それでは、11ページから13ページにかけましての、第7の施策の大綱につきまして、ご意見を4点いただいております。まず、12ページの「うるおい・かいてき」の中にあります、将来のまちのイメージ「水と緑豊かな美しいまち」に施策の循環型社会の形成等が入るのはおかしいのではないか。ここを分けた方がいいのではないかとのご意見でございますが、こちらにつきましては説明してまいりましたけれども、この将来のまちのイメージだけでは市の行っておりますすべての施策を括ることはできませんので、それを膨らませるために、それぞれのイメージにふさわしいキーワードを設定いたしまして、そのキーワードで各施策を括っていくという形にしております。したがって、この水と緑豊かな美しいまちにつきましては、「うるおい・かいてき」というキーワードを設定し、それによって循環型社会の形成も括るといふふうに考えております。

そしてご意見の2点目になります。このまちにしかない主体性を発揮し、他に貢献していく気概を持つことがまちへの誇りや愛情につながることから、甲子園を活用した青少年応援事業の推進、この一項目を設けることを具申する、というご意見でございます。こちらにつきましては、考え方に書かせていただいておりますように、甲子園を活用した青少年応援事業につきましては青少年施策を推進する中での課題である。また甲子園球場そのものの活用につきましては、プロジェクト等で対応していくものというふうに考えております。

そして、ご意見の3つ目になります。施策の大綱の括りとして、まちのイメージをそのまま持つてくることを具申する、というご意見でございますが、こちらにつきましては、1つ目のご意見と同じでございますが、将来のまちのイメージだけではすべての施策を括ることができないため、キーワードを設定して施策を括っているという形にしております。

そして4つ目のご意見で、安心・安全の施策数が多過ぎる。12ページにあります3の「あんしん・あんぜん」の施策数が多過ぎて、他とのバランスが悪いのではないかと。福祉は別にすべきではないかというご意見でございますが、こちらにつきましては、市民意識の多様化等によりまして、施策を展開していくに当たりましては、福祉、教育といったような縦割りではなくて、横断的な取り組みが求められていると考えておりまして、そうした施策の括り方が必要であるというふうと考えております。

基本構想につきましては、再修正につきましては、以上でございます。

それでは続きまして、基本計画総論の再修正案をお願いいたします。

順番にいきますと、表紙めくっていただきました1ページ目になります。歴史についての記述をしておりますが、こちらについてご意見を1ついただいております、昨年発行された戦後の市史によると、文教住宅都市宣言は日石誘致問題をきっかけにしている。その点を書いていくべきではないか、というご意見でございますが、これにつきましては、今の記述が適切であるというふうと考えております。

それでは、再修正案で少し飛びますけれども、5ページをお願いいたします。

こちら(2)の将来人口の推計のところ、修正案のただし書きをつけさせていただきました。それにつきましては、ご意見としましては、将来人口について、ただし書きを追加することで、どう変わってもいいようにしたとも受け取れるというご意見をいただきましたので、そのご意見を踏まえまして、表現を修正いたしまして、なお今後の経済状況等によっては、住宅供給の傾向に変動が出て、転入転出等の傾向が変わることも考えられます、という形に修正しております。

それでは続きまして、6ページになります。こちらにつきましては、下線を引いている部分の表現等を精査いたしまして修正させていただいているというものでございます。年少人口については平成24年をピークに、その後減少し、高齢者人口については本計画の目標年度である平成30年度にはその割合が20%を超えることが見込まれます、という形に修正しております。

それでは、再修正案 7 ページをお願いいたします。

こちらでまず、2 の経済指標のところになります。こちらにつきまして、1 点ご意見をいただいております。

修正案に対する意見と市の考え方でいきますと、3 枚目になります。そちらの一番上のところ、景気は短期的な後退局面に入ったとあるが、短期的というのはどういう根拠か。総理の所信表明演説でさえ「全治 3 年」と発言しているのに、なぜ独自の判断をしているのかというご意見をいただいております。こちらにつきましては、直近の国の経済分析を踏まえまして、内容を修正させていただいております。7 ページ、経済指標のところの下線を引いた部分になります。

世界経済が減速する中で、景気後退の動きが続くと見られ、また世界的な金融危機の深刻などにより、景気の状態がさらに厳しいものとなる可能性もあるなど、という形に修正させていただいております。

そして次、3 の財政のところになります。こちらの方につきましてご意見を 6 点いただいております。

まず、財政について、計量経済学は長期的な見通しとしていい手法だと思うが、最近の経済状況を踏まえた GDP とするのか、今の記述を踏まえた計画とするのか、という形で、GDP 1.5% がどうかというご意見になります。

そして次が、個々の事業を見直したというのが、費用は見込まないということか。915 億を捻出するということなのか、というご意見でございます。

その次のご意見が、財政収支について、30 年までの財源としては、財政課の方で別途、毎年度 3 年から 5 年程度の収支見込みを出しておりますけれども、その財政課の収支見込みによる 25 年度までの財源を 2 倍した額を見込めばいいのではないかとご意見。そして、その次が計量経済学的手法による予測を廃し、予測値 915 億円を削除すべきである。財政課が作成した積み上げ方式による 5 年予測という慎重さを保持し、予測不能な未来に備えるべきである。また 3 次総のように「必要な財源を

確保できる見通しはないが、努力する」という記述にするか、予測どおりにいかなかった場合の選択方法について記述し、計画の信憑性を確保すべきである。

その次が、相変わらず「計量経済学的手法」ではじき出した915億円に固執しているが、新たに掲載した名目GDPと成長率のグラフを見ても、2の経済指標のグラフになりますが、13年間で1.5%以上の名目成長率を達成したのは3年しかない。それが「100年に一度の」金融危機下でも、1.5%成長するという根拠はどこにあるのかというご意見。そして、計量経済学的手法を用いた915億円について、推計した時期との状況の違いを認識しているのか。除くべきではないかというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、考え方といたしましては、ここにありますように、計画を策定するに当たりましては、まず枠組みを決めることが必要であり、今回の計画におきましては、期間、そして人口、財政等がそれに当たると考えております。

計画につきましては、策定段階から計画が確定するまでの時間の経過、タイムラグがありますので、その間には状況の変化が生じますが、一般的にはこうした状況の変化は計画を推進いく中で対応するというふうに考えております。

従いまして、長期的な予測に適しております計量経済学的手法により推計いたしました財政の枠組みである915億円については記述する必要があるというふうに考えております。しかしながら、現在の金融危機と言われる経済状況を考えました場合、計画に掲げました個別事業の全部を実施できないことも予測されますので、計画を推進していく中での対応だけでなく、こうした財政状況にあることを記述する必要があるということをお考えまして、再修正案で記述内容を修正させていただいております。

計画の財政的な枠組みとして、今後10年間に道路や建物の建設といった、いわゆる投資的事業などに充てることのできる一般財源（普通会計ベース）は約915億円と予測しています。

これは長期的な予測に最も適している計量経済学的手法を用い、平成30年度の人



口を50万9,000人、GDP名目成長率を1.5%として予測したものです。

しかしながら、平成20年10月現在の経済状況は世界的な金融危機に引き続き、実体経済にもその影響が及び出し、景気の先行きは予断を許さないものとなっています。こうした状況を考えた場合、計画に掲げた事業施策の全部を実施することが困難な状況も予測されます。このため人、物、金といった経営資源を重点的、かつ効率的に配分する行政経営改革などを進めるとともに、積み上げ方式による3年から5年の短期的な財政収支見込みを踏まえながら、適切な財政運営に努めます、という記述に修正させていただきます。

それでは続きまして、次の8ページになります。

第3で市民の意識につきましては1点ご意見をいただいております。2の定住意識のところを修正いたしましたけれども、こちらについて、他市での調査結果を尋ねたけれども、修正案には全体調査との比較しか出していない。これで分析と言えるのかというご意見でございますが、他市についての調査内容につきましても調べさせていただきましたが、それぞれの市における設問の仕方が本市と異なっておりますので、比較することは難しいというふうに考えております。

それでは続きまして、13ページをお願いいたします。

こちらで、土地利用の基本方針を新しく項目として追加しております。これにつきましては、各論におきます37、魅力的な市街地の形成を第3部会においてご審議いただきました際に、その施策の記述内容を整理して記述するように、というご意見をいただいております。精査いたしました結果、その37の施策内容の記述と合わせまして、その中の記述の一部をこの基本計画総論の方で記述するのが適当であるということから、こちらに新しく項目を設けております。3、土地利用の基本方針、だれもが快適に安全に暮らせる都市の実現に向け、適切に土地利用を誘導します。本市の恵まれた土地環境や自然環境を今後も維持、向上させ、快適な市民生活と活気に満ちた都市活動が営われるよう、市民、事業者、行政の協働を基本として、都市計画の土地

利用制度や地区計画等の活用に努めます。

市街化区域については既存の保有資産を有効に活用し、住宅、商業、工業等の適正の配分のもと土地利用を誘導し、それぞれの地域の良好な環境の維持、向上に努めます。

市街化調整区域については、新たな市街地の拡大を防止し、貴重な自然緑地等として保全に努めるとともに、既存集落について市街化調整区域の指定を基本に、地域の健全な発展に向けた取り組みの調整を進めます、という内容を追加させていただきます。

それでは続きまして14ページ、15ページをお願いいたします。

第5、事業・施策の実施のところでございます。こちらにつきましては、2点ご意見をいただいております。

まず1点目が、ふれあいの方向性にとどめたというのが、個別事業はやめたということなのかというご意見でございますが、必要な事業として、こちらに記述しております事業は残っておりますけれども、重点プロジェクトとしての位置づけは外しているということでございます。

そして続きまして重点プロジェクトという表現が廃止されたことに対しては歓迎する。しかし、この「事業・施策の実施」は構成上も混乱が目立つ。改めて整理することを求める。

1つといたしまして、基本目標の「ふれあい 感動」は注釈で例示する程度のもの。2つ目といたしまして、当初案のように、ふれあい 感動のために、ハードもソフトもという位置づけが適当であって、それを別々にしてしまうから、わけがわからなくなるというご意見でございますが、これにつきましては、個別事業ではなくて取り組みの方向性として記述しております、現在の記述が適切であるというふうに考えております。

そして、この14ページになりますが、配慮いたします項目の(1)から(5)の

うちの（４）のところ、建物、道路などの公共ストックと記述しておりましたが、これはご意見のところには記述しておりませんが、公共ストックというのはどういうことなのかというご質問を他の部会でいただいております、わかりにくいのではないかとということで、公共施設の保有資産という形に表現を改めております。

それでは続きまして１６ページをお願いいたします。

部門別計画のところになります。こちらでは１点ご意見いただいております、費用をかけて充実した部門別計画が策定されている中で、総合計画は必要なのか。策定の意義は何かというご意見でございます。こちらにつきましては、考え方にも示させていただいておりますように、部門別計画は市の事業施策のすべての分野にわたって策定されているというものではありませんので、総合計画は必要であるというふうに考えています。

なお、ご意見を踏まえまして、この部門別計画の説明につきまして、一部修正をさせていただきます。

１６ページの部門別計画の下の説明にあります、市政の運営、推進に当たっては、この計画及び各部局の部門別計画が一体となって、計画的な行政を進める。この計画と部門別計画は相互に補完、連携の関係にあり、部門別計画では市が実施する事業を網羅的に詳しく位置づけしていますという内容に修正させていただきます。

市の修正案につきましていただきましたご意見と市の考え方、そしていただきましたご意見を踏まえた、再修正につきましての説明は以上でございます。

田窪部会長            どうもありがとうございました。

前回のご意見も踏まえて、他の部会の意見も踏まえて、市の方の再修正案というものが、今説明されましたが、これについて、かなり多い項目であったと思いますけれども、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

何かご意見ございませんでしょうか。

はい、篠原委員さん。

篠原委員 多項目に渡りますし、たくさく人数がいらっしやいますので、絞って言わせていただきますが、申し上げる前に、2点お尋ねしておきたいのですけれども、今回再修正案を頂戴しましたが、ここでもまた意見を述べようとおっしやっただいています。再修正案が再々修正案になる可能性はあるのですか。

新本総合企画局担当理事 考え方としましては、基本的には、これが最終案というふうに市は考えています。もちろんその字句の修正、誤字脱字等は別にしまして、基本的な考え方はもうこれでいきたいというふうに考えております。

問題はここで今いただきましたご意見をどうするのかということにつきましては、これまでもいろいろなご意見をいただいている訳で、必ずしも全部が反映されていません。そういう意見を含めて、どう取り扱うか、あるいはその答申としてまとめていくか、そのことについては、この議論の後でこの部会でも、またご議論いただきたいというふうに考えております。

篠原委員 はいわかりました。ということは、まあ悪い言い方をすれば、反映されることのない意見になるということなのかもしれませんけれども、あえて自分の言いたいことを、責任もありますので、申し述べておきたいと思います。こちらのA3のその修正の表の資料の2ページの真ん中辺のまちづくりの基本目標の一番下の枠のところ、これは私が申し上げたのです。「輝く」という表現が実存的じゃないというようなことを私が申し上げた意見なのですが、お答えとしては、「輝く」というのはその変えませんと。なぜならば、まちのイメージというものは策定委員会における議論等を踏まえて設定していますと終わっているのですけれども、これは僕にとっては、だから残すという理由には聞こえないですね。その策定委員会の議論を踏まえて設定していますというのは状況であって、要するに市の方で変えることはできないということなのか。策定委員会のその議論を踏まえているので、もうこれは不変のものだと考えているのか、その先がこう書いたらどうですか、それは策定委員会で設定しますといった、その次の言葉が欲しいというか、理由が僕にはよくわからなくて、策

定委員会で決めたものは、どんなものであっても一言一句修正してはならないということなのか、あるいはそうではないのか、そのあたりを聞きたいのが1点です。

それともう1つは、その下の第7の施策の大綱の2つ目の枠、これも私が申し上げたことなのですが、これは意見というか、また意味が違ってしまっていて、甲子園を活用した青少年応援事業の推進を1項目設けるというよりも、私が申し上げたのは、社会の潮流とか、まちづくりの課題があって、それに呼応する形で、その計画ができるというのは、それはそのとおりだけれども、その何か課題を克服するというだけではなくて、このまちの中を見て、社会を見て考えるだけではなくて、このまちから積極的に何かを打ち出していこうよという姿勢を、何か小さくても持った方が、それがまちの主体性ではないかと。だから甲子園に固執している訳ではなくて、たしか、議会案の中では非核宣言都市から入っている訳ですから、それこそ核廃絶のための世界への呼びかけだとか、そういう何か主体的な行動を世界と日本に貢献するための行動をとる1項目を小さくても入れてくれということを趣旨に申し上げましたので、甲子園だけでだったらおっしゃるように、青少年とか、他の事業の中に入れても全然不思議はないので、そのあたりはどういうのですかね。意見の趣旨とここにまとめてくださったことが、私にとっては違っているというふうに思っております。1番目についてはお答えをいただきたいので。

以上でございます。

新本総合企画局担当理事      このまちのイメージですけれども、そこに書いていますように、策定委員会の中で、将来のまちのイメージをいろいろ議論いただく中で、各グループ、5つのグループですけれども、それぞれでこういうイメージがいいのではないかというふうなご意見をいただいておりますので、市としては、そのご意見を尊重していきたいというふうに考えていて、「輝く」という、その中でもやはり人が輝くとか、まちが輝くという、そういうイメージに関するご意見がありましたので、その点は尊重していきたいということで残したいということでございます。

篠原委員           はい。報われない意見だったので、これでとどめますけれども。おっしゃることはわかります。例えば市民祭りのテーマ、人、まち、輝け西宮。実はそれ私が考えたのですけれど。そういう輝けと違って、ここはほかとの比較で、笑顔があふれるとか、安全に暮らしているとか、豊かで美しいとか、交流して元気だということと同列に、輝いているという表現は、その人の中のイメージとして言われるのであれば、余りにも、その統一感というか、同じものを見る可能性が非常に他と比べて、すごく落ちるのと違うかと。要するにいろいろなイメージになってしまうのではないかということが申し上げたかったので、変わらないのだったら、何を言ってもしょうがないのかもしれないけれども、この辺の説明を丁寧にして、輝くというのがなるべく同じ絵を見ることができるよう、そんな工夫を考えていただければと思います。これは意見です。

以上です。

田窪部会長           はい、ありがとうございます。

篠原委員さんからご意見が、最初に出ましたけれども、この修正案に取り入れられなかったご意見というものが、こう意見を出して、修正案にこう入らなかったという部分があるかと思えます。それについては、この皆さんのご意見の後で、どのような取り扱いをすればいいのかということも市の方に尋ねて、この第4部会を決めていきたいと、このように思います。

ほかにこの現在出されております皆さんの前のご意見で修正案が出されておりますが、ほかの方、何かご意見ございませんでしょうか。

白井委員           今の篠原委員と関連することなので。前のところで、まちのイメージは基本政策とする方が理解しやすいと、提案されておるのですけれども、私もそうだと思うのです。一つの流れの中で基本目標が来て、それで基本政策、施策の大綱という流れが一つの流れだと思うのですけれども、それがないので、その将来のまちのイメージがこれはなにかという、そういうイメージ、考え方があったので、この辺の

こと、恐らく反映されないので、この辺のことはやはり、基本目標、基本政策、施策の大綱というのが理想的な一つの流れではないかと、一言だけ言っておきます。

以上です。

坂委員　　今、篠原委員のその策定委員会云々の問題のところは、僕もこの言い方はないと思っています。修正も全部一々策定委員会にかけているのと違う訳です。もう終わっている訳だし。策定委員の方々も、自分たちの意見が全部取り入れられている訳ではなくて、すごい不満を持っている訳です。それはまあある意味当然で、そこで議論があったのを市として主体的に行政側が判断をして、これでいこうということを持ってきた訳ですから。だから、こういう議論、具体的に言えば2ページのそのページ10の今、篠原委員の言われた部分については、その踏まえてではなくて、そういう意見があったから、行政としてはこう判断したからこれでいくという言い方をしてもらわなかったら、こんなものそう言うのだったら、ここで言った意見で、かなり全会一致的な意見があったとしても行政が取り入れないケースだってある訳だから。僕はその言い方というのはおかしいだろうと思います。まずそこが一つ。

それからもう一つは、意見等の要旨のまとめ方と考え方をあえてこうすれ違わせているというやり方だと僕は思うのですね。その部分というのはここなのですが、今の意見と市の考え方の、ページ3のところですね。前総合計画によるまちづくりのところの、いわゆる計量経済学的手法云々の部分です。この部分で、ページ2つありまして、人口と財政の見込みが想定を上回ったことについて、その結果も含め、もっと丁寧に記述するという意見と、もともと過大に歳入を見込んだということではないのかという2つの意見に対して、これ特に2つ目の意見については、計量経済学的手法は長期的予測に適した手法やという答え方しているのですが、もともと過大に見込んだのとは違うのかということについては、この答えは答えになってない訳です。どういふことかという、計量経済学的手法というのは、変数がある訳ですね。与えられた前提に基づいて計算するのが、これは後で多分中野先生が補足してくれるのでしょ

けれども、変数をもとにして計算が変わってくる訳です、結果が。ですから経済成長率といっても、その幾通りも例が出てくる訳ですし、状況が変われば、どんどん変えていく訳です。例えば、最近のこの金融危機の中でOECDあたりがその経済成長率を計算するのでもどんどん変わってくる。数カ月単位で変わってきている訳です。だから、そういう点で言えば1.5で見るのがいいのか、0.5で見るのがいいのか、あるいはマイナスで見るのがいいのか、あるいは私自身が提案しているようにゼロで見るのがいいのか。その辺の部分というのは、これは行政側の主体的な判断です。ところが1.5%がいいということについての説明がなく、計量経済学的手法の説明で、市の考え方を言っているから、それはおかしいではないかという話になる訳です。そのことを踏まえて、その基本計画の、この7ページのところです。考え方との関係で言えば、このA3の縦版で言えば3ページのこの基本計画のこの関連のところです。これは、これもおかしな答えだけれども、計画を策定するに当たっては市の考え方で、まず枠組みを決めることが必要だと。しかし、例えば総合計画審議会に諮るのだったら、例えば、第3次総合計画のことを前提に考えるならば、あのときはたしか2.5%だったと思いますけれども、1.5と1と0.5、あるいはゼロ、マイナス、幾つかの数字を持ってきて、それで審議会に対してどれ選びますかと聞くのが本当です。それを自分のところで判断して、1.5%だけ置いておいて。これのやり方はこうですと、そんなことを説明してもらわなくても、ここの委員の方は全部わかっていると僕思うのです。1.5%が高過ぎるからおかしいではないかと。今の経済状況の中で見合っていないではないか。それを前提とした事業計画をつくったのです、この計画そのものが根底から崩れるからおかしいではないかというふうに、何回も批判というか、意見を言ってきているのに、その意見をすりかえた答えになっているではないかと。これは、やはり真摯な、誠実な行政側の対応とは言えないのではないかと。私はそういうふうに言わざるを得ないと思います。というこの根幹の部分と、それとそのお二人のそのここはもう議員の方が絶対そんなふうにあきらめてほしくないのです。



報われない意見というふうに言ってほしくないのですが、やはり、いろいろと修正されたという全体については、僕はそれなりに評価したいと思います。この短い期間で、よく努力していただけたというふうに思いますけれども、根幹の部分について、幾つかの問題があったということによっておきたいと思います。

それで、いい方向に直していただいているのですが、基本計画総論の13ページの土地利用の基本方針の、ここが新たに各論の37に対応するものということで、他の部会との関連で出てきました。これはこれでいいのかと思うのですが、初めてのところですから、まだ十分には読みきれていませんが、農地の問題はどのようなだろう。農地の問題がここに入っていないのです。市街化区域の中の既存の農地をどう残していくかという議論を前にしたと思うのですね。前回ね。そのことの、この農地問題を抜いたら、土地利用の基本方針のところ抜けているのではないかと。農地の問題が。今日の展開でも、この37のところを書いているから、冒頭で言われましたね。

37のところを書いているから、農業振興のところに入れなくてもいいというふうにおっしゃっているのに、わざわざ土地利用の問題を書いていて、ここに農地が落ちてしまっているということは、何も農業のことを考えてないではないかというふうに言わざるを得ないと思うのです。だから、ここに上げること、そのものについては、僕は悪くないかなと思いますけれども、農地が抜けているというのは、納得できないというふうに思う。前回の議論を十分反映していただけていないというふうに思いますということです。

それから、それと同様に、これは中野先生がいいとおっしゃったらそれでいいのですが、基本構想の8ページの産業のさらなる活性化で、ここはこういうふうに修正していただいたというふうに思うのですが、サービスの問題の位置づけで、先生が前回おっしゃったのは、サービスは振興するとかいうふうに言わなくても、ここは出てくるのだけれどもというようなことで、高付加価値化という表現だと思うのですが、ここでは修正したのにもかかわらず、生活関連サービスの創出などによる企業と

ということで、何かやはり行政が何かするようなイメージになっているので、これはどうということなのかなというふうに思いました。

それから、あとこれも後で中野先生のご意見を伺いたいのですが、グローバル化の問題で、人、物、金で、金というのは資金であって資本ではないよということで、金に直ったという経過がありました。ただ、篠原委員も言われたように、グローバル化のこの金の動きですけれどね。資本もそうだし、資金もそうですけれども、金の動きそのものがグローバル化の中で、適切ではない部分というのはある訳です。今のヘッジファンドなんかも含めて。そこら辺の問題について、これどう考えるのだろうかというふうに僕は思っています。だから、その辺の部分についてどう整理すべきなのかと。問題があるのではないかという指摘に対して、いやこれはそういう部分ではないのですと、国境を越えて行き交って、その国民同士が交流するという、そういう意味なのですという市の考え方だと思うのですけれども、今グローバル化ということで、お金の問題と絡めたら、現在の金融危機の問題と密接不可分に読んでしまうのは、普通の市民だったら、そう読むのと違うかなと、そういうあたりを考えると、ここの表現が適切とは言えないのではないかな。この前、篠原委員が問題提起された点は、僕もそれはそう思うなというふうに思っていましたので。そのあたりがこの表現で本当にいいのかどうかという思いはあります。

とりあえず、それぐらい。

田窪部会長       はい、ありがとうございます。

今、坂委員さんから3点ご意見がございました。ほかにある方で。皆さんご意見はございませんでしょうか。

東委員       策定委員のお話が出ましたから、その点だけ1つ。私自身、策定委員として、策定のとときからかかわってきたのですけれども、実際にこの「輝く」という表現、ここに入っているかどうかということ、もしかしたら篠原委員のおっしゃっていることが全体から見たら正しいのかもしれないのですが、将来のまちのイメージであ

ったり、あと基本目標の言葉、文言についてとか、非常に激しく策定委員会の中でも意見を出し合って、最終的に皆の意見が盛り込まれた訳ではない。さっきおっしゃっていた。そうではないのです。

ただ、いろいろな人がいろいろなことをわいわい言う中で、とりあえず落としどころとして、これでいきましょうという話になったことは事実で、その中で「輝く」という言葉が出てきたのも事実です。命輝くとか、そういうような言葉が、命が輝くと希望に満ちた云々みたいな話のところがたくさん出てきたので、それはなまじその出ていない答えではなかった。それで事実としてあった。それを盛り込まれたのだなあというふうに私は解釈しています。なので、別に当局の味方をする訳ではないのですが、これは話があったなあということだけ、ここで申し上げておきます。

以上です。

田窪部会長           はいありがとうございます。

新本総合企画局担当理事           先ほどお話ししましたように、基本的にその誤字脱字等というお話をしましたけれども、一つの例として、今、坂委員からご指摘があった生活関連サービスの創出という表現、これにつきましては、後ろの各論と整合性をとったつもりで書いていましたけれども、今回各論の方を修正させていただきました。創出を高付加価値と書いていますので、この部分については、明白な誤りということですので、創出は高付加価値化と改めさせていただきたいと考えております。

田窪部会長           はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方で。はい。

八木委員           よろしいですか。気になるところ2点、いろいろいっぱいあるのですけれどね。あんまり言い過ぎるとだめなので。今、坂さんがおっしゃった農業の都市農業、これは我々の担当なので、これを結局その42ではなく、37に書いてありますという扱いそのものが、この結果になっていると私は判断しているのです。というのは、その都市のいわゆる北部ではなくて、南部の農地をどうするか。これが生産

緑地であるないというのかかわらず、そういう緑地というのが大切であると考えているのか、いないのかという点で、大きく変わってくると思うのです。それは生産緑地であるかないかにかかわらず。これをどのように我々考えていくかは、非常にポイントだと思うのです。それを一律に市街化区域では、どんどんその農地をなくしていくのだと。生産緑地はね。それでいいのかどうかというのが、この37ですか、そういうふうに書いていただいているのは、そういう方向性ですね、どちらかと言えば。でもその我々が都市農業の展開の中で言っているのは、必ずしもそうではないのではないかと私は思っているのです。そこの、整合性がいまひとつ市民の方もそうですし、我々もそうですし、コンセンサスが全然できていない。そのまま突っ走っているから、非常にちぐはぐな表現になっているのではないかというふうに思うのです。そこをどうするのかというのを、今後10年どうしていきますのかということは、明確に示さないと、この計画はほとんど総合計画の意味がないのではないかと。特に農業に関してね、都市の農業という点に関しては。だから、そこはもう一辺考えていく必要があると思うのです。いずれの道を取るにしても、そうしないと、一方では緑地としての農業空間、それを結構評価しながらも、一方では市街化区域の中における、生産緑地以外は、全て適正な住宅地、住宅化を図るということを言っている訳ですから、本当にそれでいいのかどうか、それが非常に気になるところです。

それとまちづくりの主な課題も(1)の地域コミュニティの活性化がコミュニティ意識の醸成というふうになった訳ですけれども、実はこの全体を見ますと、このコミュニティ意識の醸成だけが、非常に一般論になっているのです。別に西宮だけと違って、どこでもある一般論になってしまっている。(2)、(3)、(4)の方は非常に西宮のまちづくりの主な課題というのがあるのですけれども、前よりもどちらかと言うとわかりにくくなっている。特にその元気な高齢者が増加しているのは強調してありまして、前回の修正のところにあります独居高齢者の増加という、その辺の視点がなくなっています。マンションの建設とか、その外観を変えただけではなく、地域の人

間関係にも、都市化による大きな変化をもたらしていますというような、いわゆる西宮の今の問題点を指摘して、これが出てきているのです、前回は。ところが今回はコミュニティ意識の醸成というのは確かに流れとしては正しいと思うのです。だからその説明がどこの都市でも言えるような一般論でしか書いていないと思うのです。それで、私はここが何故気になっているかということ、第3次総合計画の中で言っている、震災の教訓、そこで人と人とのつながりとか、いわゆる向こう三軒両隣の助け合いというのが、防災にとっても非常に役に立ったというようなところから、一つは西宮の場合はそのコミュニティというのは、非常に大事ですよということを再確認できたと思うのです。

それと、今の社会的な流れの現象、マンションの建設なども絡んで、西宮の問題として、いわゆる新たなコミュニティ意識の醸成が出てくるといえるのは不思議ではないのですけれども、その辺がよくわからない。ここだけ一般論がどんどん出てきて。これは非常に違和感があるように思います。むしろ、その言葉は地域コミュニティの活性化ということで、まずいかもしれませんが、内容的にはまだよくわかると思うのです。それは指摘しておきます。

その2点、特に気になるところです。他はこれからの議論になるとしますので、よろしくをお願いします。

田窪部会長        はい、ありがとうございます。

他の方、何か。はい。中野先生。

中野委員        すみません。3点なるのか、4点なるのかな。まず、本日の事務局からご説明いただいた資料ですね。非常に全体としてよくまとまってきたなと。文章も大分。特に産業関係のところは書き直していただいて、よくなったなということ。まず、非常に評価したいと思っています。それが第1点であります。

本日のこの提出されている再修正案がもう一字一句たりとも変えられないものかどうかについては今、篠原さんの方から確認がございましたが、そうしましたところ新

本さんの方から、修文は難しいけれども字句の修正、誤字脱字、そういったところは可能だと。多分てにをはも含むのだと思うのですが。送り仮名とかですね。多分そういう軽微な部分については多分明らかに間違っていると。花という字がノズという鼻になっているとかですね。多分そういうお話だと思うのですが。その程度は修正あり得るというふうにおっしゃられたのは非常に私としては感激いたしました。ああそうかと。それであれば単語、言葉の意味について、もう少し確認することが可能なのかなというふうに思いました。これが2つ目であります。

それでいよいよ内容に入りますが、前置きの方が長くなって申し訳ないのですが、先ほどから、坂さんのご発言の中に、中野先生からというのが何か所かございまして、非常に私もつらいのですが、ここでも何回か申し上げたかと思うのですが、今どき10年計画をつくる時に、計量経済学的手法がこの表現、長期的な予測に適しているかどうかについてですが、これも先ほどの問題で言いますと、ひょっとしたら明らかな過ちという誤字脱字というところにかかわるぐらいの話かもしれないのですが、それは表現の問題だと思います。表現の問題だというのは、1973年の石油ショック以降、当時の経済企画庁が持っていたマクロ及びセミマクロの計量計算モデル、当時CGIモデルというのですが、計算可能なジェネラル・エクイリブリアムで一般均衡モデルというのですが、これの方程式の数は2,000を超えていたと言われていました。そのベースにあるには、産業関連基本表560部門以上、当時は使っていたので、その裏にはさらにそのベースとなる数千部門の連関表、これは公表されておりませんが、それがあってその上に数千本の計算式があって、大型計算機で計算していました。しかし、こういった計算はすべて連続的な変化、すなわち延長線上において、単なる比例計算になりますので、先見方程式というものですので、延長線上での変化というのはある程度予測できる訳であります。今申し上げたような、第1次石油ショックのような経済の外部効果、すなわちマーケットでありますとか、経済主体の意思決定が及ばない政治的な変化、あるいは大災害、こういったものがあります

と、当然不連続になってしまって、予測はできない訳であります。そのあたりが計量経済学的予測手法の限界であるということが、非常に明確に認識されたのが70年代であります。したがって、人間の未来予測でありますので、やはり限界があるのだ。我々が持っている最良の道具であるというのは確かです。最良の道具だけれども、未来の予測については、やはり限界があるというのが、多分真っ当な認識かなというふうに思っております。

しかし、道具としては、では不連続なことについて、将来、大地震がまたあるのか、あるいは第3次、第4次といったさまざまな経済的な激変があるのか、10年以内に。そんなことは誰にもわかりませんので、結局、不十分な役に立たない長期計量計算式を使わざるを得ないというぐらいにさせていただくと、予測に適しているというところかなりそれ、おいおいということで、この長期的な予測をするに当たって、不十分でかつ問題があるけれども使わざるを得ない、これしかないからしょうがないので、渋々であるけれども何らかの数字のめどは欲しいので、使いましたというような。いや使わない方がいいという議論は勿論あるのですが、政府の経済見通しの、先ほど答弁の中にありましたが、ここに書いてありますけれども、結局我々それしかないのですよね。では、それ以外の道具がないのであれば使って、それで害毒をまき散らす度合いと、使わなくて非常に不便で、将来見通しに対して何もできない、準備が全くできないということの不利益とバランスにかければ、不十分で役に立たないけれども、使わざるを得ないという意味では、私のようなゴキブリ亭主に対する連れ合いの評価というのと同じぐらいで、ごきつぶしと言われながらも、連れ合いからは、まあまあお父さん元気でいてもらわなければ困るというぐらいには役に立つのではないかと。篠原先生、思うのですけれども。それが私からの3つ目の、坂さんに対する回答と言いますか、学識者として何か意見があればということですが、ですから、この文言のままでも、私は西宮市役所として、これしか使うものがないという意味においては、サポートはいたしますが、もし誤字脱字というレベルでの修正が可能であるというのであ

れば、何か工夫があるのかなという気がいたします。それが3つ目であります。

それで4つ目も中身についてなんですが、先ほど生活関連サービスの創出の部分は明らかに間違いであるので、後ろ40番の部門別の表現である高付加価値化というところに直しますとおっしゃっていただいたので、本当にありがたいことです。まずお礼申し上げますおきますが。私、その3行の部分では非常によくなったということで、2点目で申し上げますとおり、全く異存ありません。これで非常にバランスよく、私の考えている将来見通しに近寄ってきているのかなというふうに思っております。

実は、この文言の話ですが、もう本当に最後の最後なので、文言の修正、もし可能であればということですが、先ほどの1.5%とか、915億円というのがありましたけれども、そのあたりはお任せするとして、こんなこと言っているのかな。すみません。ちょっと気になったので、基本計画総論の7ページと14ページ、まさに坂さんが指摘された内容の部分にもかかわるのですが、あるいは篠原さんのおっしゃられた内容にかかわるのですが、先ほど計量経済学的手法の前の部分に書いてある形容詞句については、これでもいいけれども、なにか修文が可能であればと申し上げたのですが、同じような話でいきますと、その後ろに名目成長率1.5%と書いてあるのですね。その普通、計量経済学モデルにまわすのは実質ですが。それでもここは名目と言っておられるのですか。それは出発点の計量計算モデルは名目値でつくったという意味ですよね。しかし将来はその名目値の出発点である平成19年、あるいは18年、どの数字を出発にされたのかよくわかりませんが、その名目値から、そこを実質値として10年間引き延ばすのですよね。普通は。すみません。そこだけ。別にどっちでもいいのですが。これから先、ものすごく不況になって、ものすごい勢いで、今までは0%金利でも、全くインフレがなくてデフレ傾向で、この国の経済はきているので、全く名目と実質の乖離がないのですが、今後10年間どうなるかわからないので、少し気になってしまった。

田村総合計画担当グループ長                      表現については、ちょっと。



中野委員 名目と書いたら、私のように経済をやっている人であれば、では今後10年間のインフレ率はどのくらい見込んでいますか。必ず聞かれます。実質と書けば、一切それに答える必要がない。すみません。すごく悩んだのですが。今ごろになってごめんなさい。

田窪部会長 はい、どうもありがとうございました。

新本総合企画局担当理事 字句の修正でということでのご意見をいただいていますので、初め言われた計量経済学を使わざるを得ないというお話は、ある意味で人口も、コーホート要因法という手法がありますが、これだって、ある意味で過去のトレンドがこれからも続くという前提での予測になるのです。ですから、どんな手法をとっても、過去のトレンドをどういうふうにして、それがそのまま、その読み方はいろいろな読み方があるのしょうけれども、それは前提に、将来それが続くという予測をするという以上、市の方の考え方としては、どんな予測値というか、予測手法もやはりそのとおりになるという手法はないというふうに考えています。ですから、ここで入れている表現というのは、そういう予測というのはそういうことが前提だという中で、先生がおっしゃるように、計量経済学には限界があるけれどもそれしかないという意味を込めての表現です。そこまでもっと厳密に、限界があるけれども、この手法しかないのですよと言いかたというのは、他のところでも当然出てくる話ですので、そういう意味では、その表現については、今のままでいいのではないかとこのように考えています。

田窪部会長 はい、ありがとうございます。

今本当に専門分野の難しい問題、学識経験の方からもいろいろ説明していただいた訳ですけども、こういう問題で、いろいろ意見を出された皆さん、本当に意見を出された中で、この修正案にも反映されていない。でも、こう意見があるのだという部分があるかと思えます。その辺については、その後どう扱っていくかということは、皆さんの意見を聞いた中で、まあ何とか報告したい、このように思っています。現時点で

は今日は中野先生のおっしゃられたように、もう最終的確認の第4部会の会合ということで、時間の方も11時半に近づいてまいりましたので、一応反映されなかったものは、どのように取り扱うかということは、皆さんの意見を聞いた後で要望をかけたらい、このように思いますので、他方の方の意見も聞きたいと思います。

修正案の説明が市の方からありました部分について、他の方、何か意見ございませんでしょうか。

八木委員 全体的なことを私はさっきのところでは言わなかったのですが、それは今言っておいた方がいいのですか。流れとか。それは、こういうことを加えてくれといった方がいいのかな。それがわからないのです。例えば、後ろの、今言ってしまう、コミュニティ意識の醸成というのは、この主な課題の1番に出てきていますけれども、この流れがどうしても解せないのです。その順番からいくとね。ここは、この前に前総合計画によるまちづくり、時代の潮流を踏まえてということを書いてある訳です。ところが、前総合計画にも時代の潮流の中にも、いわゆるコミュニティ意識の醸成というのが、扱いとしてはこんなトップに出てこないのです。例えば、前総合計画によるまちづくりを見ますと、最後に出てくるのです。3ページ、さらに本市は今後とも全体としては緩やかな人口増が続くと見込まれておりコミュニティ意識の醸成など、都市化の一層の進展により、さまざま課題にも対応していかなければなりませんという。扱いとしては一番後に出てきている訳です。それがなぜ、まちづくりの主な課題としては一番に上がってきているのか。ということは、逆に言うと、この後の政策がありますよね。まちのイメージ、政策、施策の大綱、これに合わせるために、一番をつける訳で、それは逆ではないかというふうに思うのです。この流れからいくと、コミュニティ意識の醸成というのはもっと後に来てしかるべきです。その辺がきちんと整合性がとれていないというか、非常にこう気になっていたのです。篠原委員がおっしゃったのですけれども、議会の研究会というのは、その一連の流れをもっと大切にしたいというのが基本的なスタンスとしてあったと思うのです。その点か

らいくと、そのコミュニティ意識の醸成というのは大事なことですけれども、いきなりここでぼんと出てきている。その順番とか、なぜこうなのかというのがよくわからない。それでその次とは重なっているのです。そのいわゆるいきがい・つながりが施策の大綱とは、将来のまちのイメージもつながってきているのです。ただ厳密に言うとながってきていないのです。市民一人一人が輝いて生きるまちと、コミュニティ意識の醸成がどうつながっているのかというのは非常に疑問に思っています。内容的には。ただ、流れとしては、まだ理解できるのですね。ところが、このまちづくりの主な課題として、一番に上がってくるには、時代の潮流も前総合計画にまちづくりの中の位置づけが若干違うのではないかというふうに思うのですね。2番、3番、4番、5番はよくわかります。これはちょうど合っています。ところが一番だけが非常に突飛な感じになっていると思います。これは前にも、これは順位を表すものとは違います、それぞれの項目ですとおっしゃっていますが、一般的に番号をつける場合には、やはり1番というのはそれなりの位置というのがあるというのは常識的な判断だと思うのです。その辺が僕はやはりこの構想の点ではしんどいところと違うかなと。ここはもう一度整理させてもらいたいと思うのですけれど。そういうのは、この次の意見のところで言えばいいのか、今言っておけばいいのか、わからなかったもので、発言させていただきました。

以上です。

田窪部会長        はい、ありがとうございます。

今日の会議で時間のない、日にちのない中で、この部分、先に委員の皆さんに言っておかないと、これでもう終わりなのか。言った意見がどうなるという、載っていない部分はどうなるという部分で、どんどんこれで出て、時間も経過してまいりますので、こういうふうに第4部会でいろいろと意見が出て、それで修正案も出していただきました。その修正案の中に各委員さんの意見が十分反映されているかといえ、僕の意見が反映されていないのではないかという部分もあろうかと思えます。その辺に

ついて、私、経験が薄いもので、第3次ときには、どのような取り扱いをしたのか。その辺のところを市の方から説明願いたいのですが。

田村総合計画担当グループ長 はいわかりました。では資料を配らせていただきます。

田窪部会長 はい、ありがとうございます。今、事務局の資料が届いた訳ですけども、これについて、市の説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 まず、こちらの方は前回の、第3次総合計画の際に総合計画審議会からいただきました答申を基につくらせていただいている案になります。表文の表現につきましては、また後ほどご検討いただくといたしまして、前回どのような形で整理させていただいて、答申としていただいているかというところを説明させていただきたいと思います。

まず、インデックスを付けています。答申と書いています。その次の2枚目になります。第4次西宮市総合計画の原案に対する修正案という資料がついております。これは、答申の一部という形になりまして、この表紙をめくっていただきまして、現在つけさせていただいているのは、見本で1枚だけになりますけれども、それぞれいただきました意見を踏まえ、下線を引いて示させていただいた内容をこちらの方では原案の表記と、そしてそれをどう変えるかという内容をこういう形でまとめさせていただいて、これを答申と一体のものとして市の方に提出する、というふうに考えております。そして、いただきましたご意見につきましては、その次のインデックスのところで付属資料と貼った資料がございます。第4次西宮総合計画原案審議における意見という形で、こちらの方も表紙をめくっていただきまして、見本として1枚だけつけさせていただいておりますけれども、これは今まで、本日もそうですけれども、お示しさせていただきました、いただきましたご意見の要旨まとめさせていただいたものと、市の考え方をつけているものです。

これにつきまして、共通項目も、そして各施策でいただきましたご意見も、全てこ

のような形でまとめて、付属資料としてまとめます。そして答申書の付属資料という形で、市の方にご提出いただく、というふうに考えております。そして、前回におきましては、さらにこの付属資料としてのまとめ、こちらの方でも反映できたもの、できなかったものについては、当然分かれてまいりますけれども、反映できなかった意見で、どうしてもこれだけは言っておきたいという内容のものにつきましては、意見書という形で、別途ご提出をいただいております。1枚もので後につけさせていただいておるのが、これがひな型ということで考えているものになりますが、どうしてもご納得いただけない部分につきましては、意見という形でご提出いただいて、これを付属資料につけた形で答申いただくというふうに前回はなっておりました。前回の扱いにつきましては以上です。

田窪部会長            ありがとうございます。

今、市の方から、答申案について、それぞれの部会で委員の皆さん方のご意見をお出しいただいて、修正したもの、そういう資料も全部答申に付属資料としてつけていく。また、それで反映を、その中にも反映されているか、まだ意見というものがあつたら、別途委員名で意見をつけて、こういうことを第3次のときはした訳ですね。

新本総合企画局担当理事            補足説明だけ。今回でもう最後になりますから、ここでいただいたご意見、その中でご指摘のある字句修正も、それは当然変えるという、ここでご返事しますけれども、あといただいたご意見もやはりこういう形で、それはお示しが最終できない訳です。今日お話ししても、次の部会というのはありませんから。だからここでいただいたご意見もこの中へ入れて、市の考え方も書いて整理すると、第1回から第7回までにいただいたご意見は全部ここへ入れるというふうに考えています。それともう一つは、このいただいたご意見、いろいろなご意見をおっしゃっている中で修正できなかったご意見。ですから、基本的には全てのご意見はここに入れている訳ですけれども、どうしてもこの要約では、自分たちの思いが伝わらないということで、こういう意見を意見書としてまとめたいという考えの方がいらっし

やったら、そういう方も意見書として出していただいたらということになるかと思えます。

田窪部会長        はい、ありがとうございます。

一応、処理としてはそういうことになるそうでございます。

それでは、今日の再修正案の審議というものを市の方からご説明いただいた訳ですけども、これについて、もう他に意見ございませんでしょうか。

はい、坂委員さん。

坂委員        3次するときにもこういう原案に対する意見のようなものがあつたと思うのですが、出ていたと思うのですけれども、私とその後の3次の分でもまとまったものというのは、この答申の修正された部分を修正した本文しかないのですね。市民に配られるのも当然そういうことですし、それから今はまあ10年前と違ってホームページがあるので、ホームページに何か載るかということになると、例えば、こういうのを仮に我々が出したとしても、ずっとホームページに10年間置いておくのかというと、そうはならないだろうと思うのです。結局、意見を言ったままそれがずっと消えてしまう。何が言いたいかというと、さっきの私もずっとこの数字の問題にこだわって、910億円の問題にこだわっているのですけれども、10年前その結果として、非常に大きな市民負担というのを生じざるを得なかったということになっている訳です。その教訓を前にも言いましたけれど、この場で。新本さんはいらっしゃるのだけれども、他の方はいらっしゃらない訳ですよ。そういう議論が、同じような議論があつたにもかかわらず。今日、最終で中野先生の具体的なレクチャーがあつたので、僕もおっしゃるとおりだと思っているのですけれども、そういう議論は、前回もいわばそれなりにあつたのに、そのことを踏まえて、第4次を立てるといふような仕組みになっていないと。これはやっぱり行政として大きな問題だと思うのですね。だから、少数意見であつたとしても、それが10年たったら多数意見になる場合だって当然ある訳だし、そのことをちゃんと行政側が読み込んで、次の計画を立てなければ、

これ10年単位で立てていく訳ですから。そういう意味で言えば、こういう今のままだったら、もうこれ以上変えないとおっしゃっている訳だから。基本的な部分は。そうすると仮にこういう意見を出したとして、いつまで、どうやって市民に見てもらえるようになるのかという問題があると思うのです。議会の方で出された研究会の意見もそれぞれ篠原委員なりを通じて、こう反映されていく訳だけれども、それも結局、まあほとんど取り入れられない形になります。そのことも含めて、ずっと残しておくべきだと僕は思います。そういうふうな仕組みが要るのではないかと。今の扱いの問題で言えば。でないと、10年後にまた同じ過ちを起こすだろうと、そういうふうと思うところです。

田窪部会長           はい、ありがとうございます。

他の委員の方、はい、篠原委員。

篠原委員           あまり発言してもいけないので、手短かに申し上げます。今の坂さんのお話を受けて、具体的な提案ですけれど、答申がこのように出てくるということですが、10年前は知りませんが、今回に限っては、例えば第2部会の上田委員さんとか、坂委員さんもお出しになりましたし、及ばずながら私も出しましたけれども、通常ここで議論をして、取り入れました、取り入れませんでしたという以上に、いろいろさまざまな、それはもうすべてその総合計画とか、市の今後を慮って意見がたくさん出たと思います。もちろん全部を取り入れないことはよくわかりますが、そういうものについて、答申の中に、特にそういう動きというか、もう多様な意見がたくさん出て、書面で出している人もいて、そういうものを包括して、今後も十分取り入れていくべしというようなことを、答申の中にぜひ、決まり文句としては必ずこの中の意見はちゃんと取りなさいよというのは書かれる訳ですけれど、それ以上の表現をやはりぜひ今回の答申にはしていただきたいということを申し上げたいのが1点。

それから私の最後の発言として、議会の研究会の同士の皆さんから、これだけはぜひ言ってきてくれと言われていることがありますので、代弁としての最後の意見にな

ります。重複する部分はもちろんありますけれども、ごく簡単に言いますと、計量経済学の915億円というのは、やはりひとり歩きするので、これについて、かなりもうバランスのとれた表現になっていただいていると思いますけれども、いま一度、再考してほしいというのが1点。

それから、ふれあい 感動が基本目標になる。特に感動というものを目標にすることに関しては、やはりどうしても違和感があるので、文教住宅都市の基本に立ち戻ってほしいという意見が1点。

それから施策の大綱の中の安心・安全の中に福祉が全部入っている訳ですがけれども、やはりその福祉というのは、別に特出しにして、きちんと政策としてまとめてほしいという意見が1点。

それから最後が各論の部分に、まちづくり指標というのがあります。これ全般的に、本当にそれが指標というにはふさわしいだろうかという類の数字が並んでいるという印象があるので、この辺、精査していただきたいのが1点。

以上が私の同土から寄せられた意見を代弁した意見であります。

以上です。

田窪部会長       はい、ありがとうございます。

今、篠原委員からも意見が出てまいりました。いろいろ皆さん意見をいただいた訳ですがけれども、こういう答申についての取り扱いの説明で、市の方は。

東委員       少しいいですか。これは策定委員会するときもずっとそうだったので、けれども、少し不思議に思うことがあるので、篠原委員の皆さんに聞きたいのですが、策定委員さんも非常にたくさんの意見を一生懸命言ってきたのですよ。最終的に私は審議会委員としてここに残りましたが、今こうやって審議されている皆さんのご意見というのは、もっと入れてね、ですよ。けれど策定委員さんが言われた意見というのは、結局まとめられたけれども、全員の意見を全部当局が聞くというのは非常に難しいと思うので、皆さんの中でもなるほどこういう形で進んでいるのだなと。



実は私の方には、もと策定委員だった方からのご連絡というのを今でも入っているのです。今審議はどうか。とても気に入っているのですというメールもくるのですね。では、その方たちの意見はどうするのだと。例えば、議員の皆さんがさっきのふれあい感動にしても、915億円のことに関しては、私もなるほどと思うところもあるし、まちづくり指標に関してもなるほどと、とんでもないよねと思うところも確かにあるのです。ただ、その議員の皆さんと一生懸命つくられたものであったり、仮に私がここで話している言葉であったりするの、私たちは審議会委員なので、十分考慮してねと言える。でも言えない人も確かにたくさんいたのですよね。その上で、言えない人たちがたくさんいた上で、私たちは審議した。実際に入らないこともたくさんあった。けれど、それをでは、なおもっと入れてちょうだいね。審議したけれど、もっと入れてちょうだいねと、私たちは言うべきなのかどうなのかというところが私自身もわからなかったので、一生懸命当局の方も努力してくださって、できる限り努力して変えてくださって、こんな形になっている。かつ付属資料をつけて私たちの意見も入れてくれていて、意見書も全部入れてくれていて。例えば市会議員の皆さんであれば、この私案をそれぞれのホームページに載せられてもいる訳ですよ。仮にね。策定委員の皆は、そんな手段すらないのですが、議員の皆さんであれば、ご自身のホームページに最初に載せたらいいですよ。全員が。三十何人おられるか知らないですけどね。その方から市民の意見を一生懸命聞いて、審議会委員の皆さんがその市民の意見を聞きながら、実際まとめてみられて、こんなのです。出しているのなら、なるほどと思うのですけれど、策定委員としても、審議会委員としても、ずっとこの間、何というのか、一つの物事に対して、例えばふれあい感動一つにとっても、真逆の意見もあれば、似たような意見もあれば、10人10色で全部意見が違います。これを誰かの意見をくんでくださいというふうにしていいのかがわからないので、前回、中野先生がおっしゃったとおり、当局は一生懸命変えてくれてますよねと。ある意味、お任せするしかないのでしょうか。0、100ではないので、ゼロ

か100ではないけれど、一生懸命真ん中を取る、50はつくってくれましたよというのだけはわかる。もしも、それがこの審議会の意見を非常に多く酌んでねということになるのであれば、策定委員の意見はどうしようとも思いますし、この後ろに附属でついているところの騒ぎではないのです。もっとすごい、こんな分厚いのを皆考えているのです。何回も。それもどうしようと思いますので、私としては反映されない意見があるにせよ、それぞれがそれぞれのやり方で、それは発言をする、反映はしないけれども意見は出していくしかないのかなと思っていて、いつまでたっても、その最終的に落とすところがないことの方がすごくしんどいので、今回、これを読むと、いずれも時代の状況をかながみた貴重な意見として、今後の事業、施策を実施する中に十分に配慮されるようお願いしますと書いてあるのです。だから、今後の事業、この意見も全部、今後の事業、施策を実施する中で、十分配慮してねと書いてくれているので、これでいいのではないかなと、私自身は思っているのですけれど。

田窪部会長        はい、ありがとうございます。

今、東委員からもいただきました。これはもう終わりということで、取りまとめる中で、私から一言言わせていただきます。

先ほど多くの策定委員の方もいて、いろいろな意見が出てきた。委員の中にも意見が反映されていない部分もあるでしょう。けれども、そういう中で、多くの意見を聞いた中で、行政がこういう計画を立ててこられた。それを今度また立ててきた計画を我々は審議会委員として審議をしていく。そういう中にも、これだけの委員さんがいる。また、総会の場ではもっとたくさんの委員がいる。一人一人の意見が反映されない部分もあろうかと思えますけれども、しかしながら、多くの市民の方に意見を述べさせていただいて、それがやはり、西宮市の方向に一番これがいいのではないかというふうに考えて、行政は計画を記述して、立てておられるということなので、市議会の先生方も、その都度、行政が行っていくことに対して、その時代、時代のときにこれはこうではないのかという意見を述べていただくのが、我々の代表である市議会の

先生方であると。我々はこの審議会においては、現時点で、この立てられたことに対して、こう思います、こうではないのですかということを書いておく。今後はそれをつかさどることにおいて、我々の代表の先生方と市とよく相談し合って、市民に一番いい方法をとってもらおうということではないかなと、僕自身はそう思って、この審議会に出させていただきます。

そういういろいろなご意見を出していただいた訳ですけども、時間、時間と申して申し訳ないと思いますが、私が十分な進め方をできませんので申し訳ございません。時間も近づいてまいりましたので、次に進めさせていただきたいと思います。

答申案について、どのような形で答申をしていくかということについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

田村総合計画担当グループ長      先ほどお配りしました答申案の表現を見ていただきたいと思います。

総合計画原案についての答申といたしまして、当審議会は本年7月24日、市長より標記の諮問を受けて以来、延べ33回にわたる会議を開き、慎重審議を行った結果、下記のとおり答申します。

なお、付属資料に示すとおり、今回の審議にあたって、各委員より多くの意見・要望が提出されています。いずれも時代の状況に鑑みた貴重な意見として、今後の事業・施策を実施する中で十分配慮するようお願いいたします。

1といたしまして、原案を別紙のとおり修正されたい。

2といたしまして、使用する年号など図表の表記を統一し、まちづくり指標も含めて、最新の内容に基づいて表記されたい。

3、送り仮名の不統一など文章表現に不備が見受けられるため、表現について再度精査されたいということでございます。

後の資料につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、修正案につきましては答申と一体として、文言を扱います、そして付属資料をこちらに示すと

おり、これを付属資料として扱っていきたいと考えております。

田窪部会長        はい、ありがとうございます。

今、事務局から説明がありました。これについて、皆さん何かご意見ございませんでしょうか。

八木委員        付属資料の説明をお願いしたいのですけれども、これは、要は今までいただいた資料が全部集大成として書いてある。そういうことですね。そうすると、今日の最終的な意見については、市の考え方を書かないということですか。

新本総合企画局担当理事        いや、入れて出します。

八木委員        考え方も入れて。

新本総合企画局担当理事        はい。

東委員        そのときに、先ほど篠原委員の研究会の方から、言ってらっしゃった何点かというの、これはこうです、これはこうですとってくださるといことなのですか。

新本総合企画局担当理事        基本的に意見書に関しまして、市の考え方は示しません。あくまで、この場で出たご意見に対する市の考え方を書くということですから、それとは別個に意見書が出されているということですから、それは、いうなら意見書として出ているというだけの取り扱いになります。

八木委員        質問よろしいですか。意見書というのは付属資料にはならないということですか。

新本総合企画局担当理事        いいえ付属資料として扱うということです。

八木委員        付属資料で、これが1つの形式があって、もう1つが意見書としては出てくる。

新本総合企画局担当理事        はい。そういうことです。

八木委員        わかりました。

坂委員        もちろん僕も自分の言った意見が全部取り入れられるなんて、そんな

ことは当然思っていないし、それから、私も策定委員の方とお話してはいますが、今、東委員がおっしゃったように、非常に問題を感じておられるということも客観的に事実です。それから、改めて今見てみましたが、例えば、この策定委員会の意見というのをまとめておられます。15のところでは資料としてあります。取り入れた意見、取り入れられなかった意見いろいろとありますけれども、例えば、具体的に言いますと、都市農業の展開についてのところで、農地の多面的な側面について入れてはどうかとか、今の農地を減らさないようにするという目標でよいということが、策定委員会の意見として、趣旨を素案に反映したになっているのです。ここで議論していないのに、素案に反映されていなかったと思うのです。私は大体ここでの意見というのは、ここで出た意見というのは、策定委員会で出た意見、少なくともここで出た意見を踏まえて、それぞれ意見を言っておられる各委員の方が、議会の方も、全体の、特に基本構想の部分で意見を出されている訳ですから、その意味では、違う角度からの意見であつたらうというふうに思っています。ただ、議会の場合は、少なくとも次に12月で議案となる訳ですから、ここで修正される、あるいは否決される、あるいは、賛成ということで、いろいろあると思うので、それは確かに次の機会がある訳です。ただ、審議会という形でこうピラミッドをつくって行って、最後のこの場ですから、それなりの重みがあると思います。その重みのときに、重みのあるそれぞれの意見については、やはりできるだけ広く市民の方にも知らせていただいて、もともとははっきり言って審議期間が短過ぎると思っっているのです。こんな短い期間でやれという方が無理だというふうに思っているし、行政側も随分努力されたけれども、もうオーバーワークだと思っっているのです。けれども答えを出さないといけないということになるのだとしたら、やはり各委員の方々がそれぞれ出された意見については、とにかくこの計画が終わるまでの間、少なくともきちんと残しておいていただくという措置は最低限でもないと、策定委員の方の意見も含めてそうですけれども、こういう膨大な資料も含めて、できれば全部残しておいていただきたいと、私は思います。

10年間ね。そうでないと次へ移っていかないだろうというふうに思うので、もう一辺そこのところだけ申し上げておきたいと思います。

田窪部会長        はい、ありがとうございました。

今、坂委員さんから、坂委員さんの意見として、この計画が10年終わるまで、この意見を残しておいてほしいと、こういう意見でございます。

他の方で、はい、

中務委員        先ほど農地の問題が出ていたのですが、これは意見ではないのですが、けれども、うちの今までの、寄り合いなどを見ますと、宅地で持っている人は、もうこれから持っていけないと。税金の関係で。だから売却とか、貸そうかというような話がぱらぱらと最近になって出てくるようになりました。この半年ぐらいの間に、そういう話が出て、宅地の場合は、売却して、そこへ何か宅地のその家を建てるか、商売だったら商売用の何かを建てるというようなことをしないと、これからもうやっていけないなあというような意見がこの間も出ておりました。まあそういう傾向であると、そういうことです。

田窪部会長        はい、ありがとうございます。

他によるしゅうございますか。

これで第4部会としての審議というのも、今日で終わりになりますけれども、第4部会の審議経過も取りまとめて、会長や総会にもっていかなければなりません。そういうことで、今までの意見、今日の意見も踏まえて、正副会長・部会長会に、これを、明日持っていく訳ですけれども、このことについて、八木副部会長さんと、明日出席させてもらいます。この委員会の結論については、お任せ願えますでしょうか。

(「異議ありません」の声あり)

田窪部会長        ありがとうございます。

異議ないということで、この意見を持って、明日の正副会長・部会長会に出席したいと思います。

今後の予定について、それでは事務局の方から、説明をよろしく申し上げます。

坂委員           この意見書を出すのは、いつまでですか。

田村総合計画担当グループ長       明日、先ほど出ましたように、正副会長・部会長会があります。そして、総会は、ご案内させていただきました、前回こちらの方では11月6日とお伝えしましたけれども、申し訳ないですけれど、変更いたしまして、11月5日、9時半から。場所につきましては、東館の801、802会議室になります。そちらの方で開催をさせていただきます。今出ましたように、意見書につきましては、その総会までにとということになりますので、11月4日までに事務局の方にご提出いただきますようお願いいたします。

今後の日程につきましては以上でございます。

田窪部会長       はい、ありがとうございます。

八木委員       総会11月5日ですか。

田窪部会長       それでは皆さん、時間もまいりました。8月から始まりまして、短い限られた時間の中で、本当に各委員の方、時間の延長とか、そういう時間も繰り延べていただきまして、本当に熱心な意見を頂戴いたしました。

今日までに、まだ不完全燃焼で終わっている方もおられるかと思えますけれども、しかしながら、第4部会としては、熱心な貴重な意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

私はこういうことが初めてなもので、本当に不手際な部会の進め方で、皆さん方には、大変ご迷惑をおかけしたと思います。しかしながら、こういう大事な市政という部分について一員として加えていただいたということは、自分でも大変勉強になったなあ、ありがたいなあ、こうやって皆さん方、また行政の方も本当に西宮市のことを思って、熱心に行政を進めていただき、市民のために考えていただいているのだなあということを感じて、自分も自分なりに、何か本当に皆さんの役に立てるように、今後やっていきたいということを思い、考えさせられたという、この委員会

でございました。

本当に、不手際な進め方で、皆様にご迷惑をおかけしたと思えますけれども、ご協力、本当にありがとうございました。

副部会長の八木先生にも、一言、お願いします。

八木副会長        いたらぬ副部長でございまして申し訳ございません。今日、得られた結論を明日はどのように言えばいいのかわかりませんが、皆さん方から、また5日までに、それぞれの意見書を出させていただくということですので、そちらもよく検討していただきたいということは、しっかり伝えたいというふうに思っております。

どうも、皆さん本当にありがとうございました。

田窪部会長        市の方から。

新本総合企画局担当理事        市の方からでございますが、7月の末以来、間で9月を挟みましたけれども、この時期まで7回にわたり貴重なお時間いただきながら、慎重にご審議いただきました。さまざまなお意見をいただきまして、私どももいろいろ考えていかないといけないというふうには考えております。

今後、部会はこれで終わりますが、あと正副会長・部会長会、また総会がありますので、それに向けて万端な準備をしていきたいというふうに考えております。

本当にこれまでどうもありがとうございました。

田窪部会長        どうも本当にありがとうございました。

では、これで終わらせていただきます。

( 終      了 )